



PwCベトナムニュースブリーフ

税関関連違反への 罰則に関する新規 則案

2025年11月





ご一読ください

2025年10月、財務省は、税関における行政違反に関する現行の政令128/2020に代わる新たな政令案を公表しました。

詳細

政令案の主な変更点は、以下の通りです。

01

罰則対象となる税関違反の範囲の拡大

政令案では、実際のBOMを毎年、検査または通関後監査の決定が出る前に報告しなかった場合の違反規定が追加されています。

また、政令第167号（2025年6月施行）に基づく新たな法的責任を反映した罰則も導入されています。例えば、認定経済事業者が四半期報告書を期限内に提出しなかった場合、または施設、住所、生産規模、法定代理人に関する変更を規定の期限内に税関に通知しなかった場合などに罰則が適用されます。

02

納税義務に影響しない誤りに対する罰則の撤廃

政令案は、数量（1,000万VNDを超える物品価額）・説明・種類・品質・関税評価額・原産地・関税分類についての不正確な税関申告のうち、当該誤りが納税額に影響を及ぼさない場合について、罰則を撤廃します。

03

軽減または加重事由がある場合の罰則水準適用ルールの改定

政令案では、2つ以上の軽減要因が該当する場合、適用範囲の最小値に罰則が設定されます。逆に、2つ以上の加重要因が特定された場合、適用範囲の最大値に罰則が設定されます。

04

適用される法令文書に関するルールの整合化

政令案は、当該事項を規定していなかった、あるいはより軽い責任を規定していた規則の適用を認める有利な経過措置を廃止する。これにより、本政令は立法文書公布法第64/2025/QH15号と整合し、違反行為は当該行為が行われた時点で有効な規則に基づいて処罰されることが規定される。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn